

R6当初予算 地域公共交通確保維持改善事業費補助

令和6年度概算決定額
20,805百万円（前年度1.01倍）

地域公共交通確保維持改善事業

地域公共交通確保維持事業（地域の実情に応じた生活交通の確保維持）

○地域間幹線バス交通・地域内フィーダー交通

- ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入を支援
- ・過疎地域等のコミュニティバス・デマンドタクシー・自家用有償旅客運送等の運行や車両購入を支援
- ・賃上げ等のための運賃改定を実施する事業者に対する支援強化



○エリア一括協定運行（自治体との協定のもと、交通事業者が一定のエリアを一括して運行）

- ・エリア一括協定運行を実施する場合における長期安定的な支援



○離島航路・離島航空路

- ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である、離島航路・離島航空路の運航等を支援

○交通DX・GXによる省人化・経営改善支援

- ・地域交通事業者によるDX・GXによる利便性向上や人材確保に資する取組を支援

地域公共交通バリア解消促進等事業（快適で安全な公共交通の実現）

- バリアフリー化のためのノンステップバス・福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備



- 経営基盤の脆弱な地域の鉄道の施設・車両の更新
- 障害者用ICカードの導入等

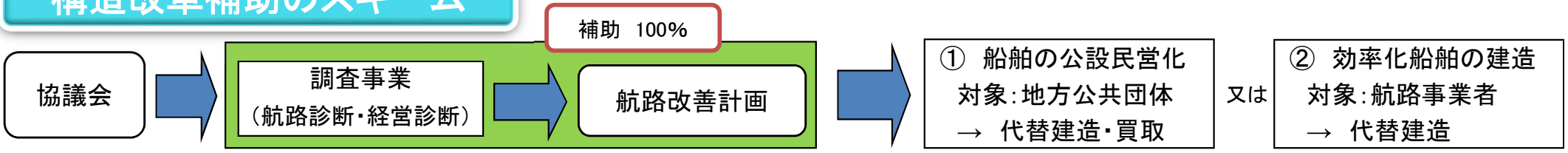
地域公共交通調査等事業（持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画の策定）

- 公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」の策定に資する調査等
- バリアフリー化促進のためのマスタープラン・基本構想策定に係る調査
- ローカル鉄道に係る官民共創による公共交通再構築を促すため、協議会の開催、調査事業、実証事業を支援（地域公共交通再構築調査事業）

地域公共交通確保維持事業（離島航路構造改革補助）

離島航路の維持・改善のため、協議会において当該航路の経営診断等で問題点や課題を把握した上で、将来の欠損増大・経営破綻を回避するための改革の取組みを支援

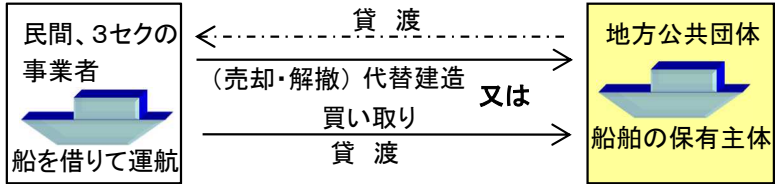
構造改革補助のスキーム



① 船舶の公設民営化

制度概要

・民間、3セクの航路事業者に対して貸し渡すため船舶を保有する地方公共団体に対して支援



30% (補助)	70% (過疎債(充当率100%、交付税措置率70%)及び辺地債(充当率100%、交付税措置率80%)の充当が可能)
-------------	---

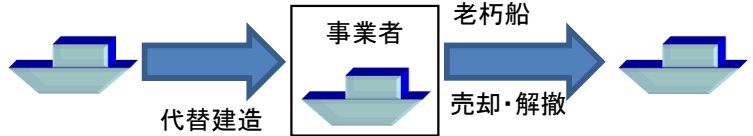
公設民営化の補助要件

- (以下のいずれかに該当する船舶)
- ・離島航路事業者に代わり、地方公共団体が代替建造する船舶
 - ・離島航路に就航する船舶のうち、地方公共団体が買取を行うもの

② 効率化船舶の建造(共有建造)

制度概要

・省エネルギー設備機器を要する船舶等効率化船舶へ代替建造する航路事業者に対して支援



10% (補助)	90% (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構による船舶共有建造制度の活用が可能。同機構の負担部分は、事業者が共有期間を通じて毎月、船舶使用料として支払う。
-------------	--

効率化船舶の補助要件

- (以下のいずれかに該当する船舶)
- ・省エネルギー設備機器※を要する船舶
 - ・既存船舶のトン数を10%以上小型化した船舶
 - ・離島航路事業者が共同で利用する予備船舶
- ※ 省エネルギー設備機器: ターボチャージャー、推進効率改善に寄与するプロペラ設備、特殊舵、バルバスバウキャップ、燃料改質器